



「徳島県職業能力開発校管理規則の一部改正（案）」 について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県立中央テクノスクール理容科及び美容科の入校試験の受験資格として定めている年齢制限を廃止する規則改正案をとりまとめました。

この改正案について、県民の皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよいものにしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和6年2月22日（木）～ 令和6年3月22日（金）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/



②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日を除く））

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 商工労働観光部 産業人材育成センター
人材育成担当

電話：088-621-2351 FAX：088-621-2852

メールアドレス：sangyoujinzaikusei@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行
（パブリックコメント）



Q1 「徳島県職業能力開発校管理規則」のどこを改正するのですか？

徳島県立中央テクノスクールの理容科及び美容科の入校試験の受験資格として設定している年齢制限（35歳以下）を廃止するため、第5条の規定の一部を改正します。



Q2 徳島県立中央テクノスクール理容科、美容科とはどんなところですか？

徳島県立中央テクノスクールは、職業訓練の充実強化及び実施の円滑化のため、職業能力開発促進法第16条の規定に基づいて都道府県が設置する職業能力開発校で、県内にある3つの県立テクノスクールの1つです。理容科、美容科は、理容師及び美容師の国家資格を取得するための訓練を行う普通課程（訓練期間2年）の訓練科です。



Q3 なぜ、理容科、美容科の入校試験の年齢制限を廃止するのですか？

職業人生の中で職種を転換し、別のキャリアを歩むために職業訓練を目指す人が近年増えており、年齢制限が入校機会の妨げになっているため。



Q4 どんな意見を出せばですか？

別添資料をご一読いただき、徳島県職業能力開発校管理規則において今回改正を予定している事項について、ご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。）



Q5 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、十分検討させていただき、可能なものについては規則改正案などに反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報、一切公表いたしません。また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。